

1. 大規模小売店舗の名称及び所在地

ショッピングセンター綾南店

綾歌郡綾南町陶 2 6 7 7 ほか

2. 留意事項

- (1) 夜間の来店車両による騒音の軽減に十分配慮するとともに、駐車場内において店舗利用者以外の者のい集による喧騒の発生等を防止し、周辺住民から苦情が寄せられた場合には、誠実に対応すること。
- (2) 「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」（平成 1 1 年通商産業省告示 第 3 7 5 号）に掲げられている事項に十分配慮すること。